

入札参加有資格者 各位

高知市上下水道局企画財務課

現場代理人及び技術者等に関する取扱いについて（通知）

現場代理人及び技術者等の取扱いについて（令和 4 年 12 月 28 日付け 4 高水企財第 893 号高知市上下水道局企画財務課通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

改正内容は下記のとおりです。

記

1 概要

建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）の一部改正（令和 7 年 2 月 1 日施行）により、**配置技術者の専任を要する工事の請負対象金額の下限が 4,000 万円から 4,500 万円（建築一式工事においては 8,000 万円から 9,000 万円）に引き上げられる**ことに伴い、現場代理人及び配置技術者の兼務の申請を認める場合の金額の基準についても、同様に改めたものです。

2 改正内容

(1) 現場代理人の兼務要件緩和

現場代理人の兼務が申請できる場合の条件として、災害復旧工事を複数受注した場合の当該工事の請負対象金額の基準及び 2 件を限度に現場代理人の兼務を申請することができる工事の請負対象金額の基準を、それぞれ 4,000 万円未満から 4,500 万円未満に改めました。

(2) 配置技術者の兼務要件緩和

配置技術者が現場代理人を兼務する場合の取扱いに関して、配置技術者の専任が必要な工事の請負対象金額の下限を、4,000 万円から 4,500 万円（建築一式工事は 8,000 万円から 9,000 万円）に改めました。

(3) その他必要な規定について、表記を改めました。

3 適用日

この通知は、令和 7 年 2 月 1 日から適用します。

現場代理人及び技術者等に関する取扱いについて（高知市上下水道局）

1 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件

現場代理人となるための資格要件は、特に定めはありませんが、受注者に代わって現場の運営及び取締りを行うという、建設工事請負契約書に定められた職務が遂行できる者でなければいけません。また、受注者と直接的な雇用関係にあることが必要です。

主任技術者・監理技術者等（以下、配置技術者という。）と現場代理人の兼務は認められますが、建設業法上、次の者は各々の職務に常勤又は専任でなければならないとされていることから、現場代理人となることができません。

- ① 経營業務の管理責任者
- ② 営業所における専任の技術者

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することを契約約款において義務づけています。

「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(3) 常駐が必要な期間

現場代理人が工事現場に常駐しなければならない期間は、工事の着手日から完了日（工事完成届の提出日）までとします。

(4) 常駐を要しない期間

休日等で工事現場が稼働していないときのほか、工事現場が稼働しない次の期間中においては現場代理人の工事現場への常駐を要しません。

- ① 施工のために工場製作又は外注資材の発注が必要な工事で、測量等が完了した後、工場製作品又は外注資材品を待つて工事現場が稼働する場合の測量等の完了後、現場着工までの期間
- ② 施工のために工場製作又は外注資材の発注が必要な工事で、測量等は要せず、工場製作品又は外注資材品を待つて工事現場が稼働する場合の現場着工までの期間
- ③ 契約担当機関により工事の一時中止（部分中止は除く。）が行われ、工事再開まで工事現場の稼働がない場合の一時中止期間（現場管理のため、契約担当機関が工事現場への常駐を特に指示した場合を除く。）

2 配置技術者について

(1) 配置技術者の専任について

建設業法第 26 条の規定により、公共性のある工作物に関する重要な工事（請負代金額（税込、以下同じ。）**4,500 万円以上**、建築一式工事においては**9,000 万円以上**）に設置する配置技術者は、特別な場合を除き、原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

専任を要しない工事の主任技術者であれば他の工事との兼務も可能です。

(2) 配置技術者の資格要件

- ① 直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ② 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。
（主任技術者の場合：建設業法第 7 条第 2 号による）
（監理技術者の場合：建設業法第 15 条第 2 号による）
- ③ 「②」とは別に定める要件等があれば、その要件を満たす者であること。

(3) 営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者との兼務について

配置技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者との兼務が可能です。（監理技術者制度運用マニュアル二一(5)）。

- ① 当該営業所において請負契約が締結された工事
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。

(4) 配置技術者の専任期間に係る取扱いについて

公共性のある工作物に関する重要な工事（請負代金額 4,500 万円以上、建築一式工事においては 9,000 万円以上）に設置される配置技術者における専任を要する期間について、次のとおり取扱います。

専任要件の工事の専任を要する期間：工事着手日 から 引渡日



※着手日とは、現場事務所の設置、資機材の搬入または、仮設工事等が開始される（現場施工に着手する）日をいい、着工日（工期の始期）とは異なります。着工日以降であっても、現場施工に着手するまでの期間については配置技術者の工事への専任は要さないこととします。

- ・着手日（または着手期限）をあらかじめ決める必要がある場合は、設計図書に記載します。それ以外については、請負契約の締結後、監督職員と受注者の協議により定めることとします。
- ・受注者は、現場着手後速やかに着手届（別添様式）を工事課に 2 部提出してください。

(5) 専任の主任技術者の兼務について

公共性のある工作物に関する重要な工事のうち、密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所（工事現場の相互の間隔が 10km 程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができます（建設業法施行令第 27 条第 2 項）。※専任の監理技術者には適用されません。

この場合、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、原則 2 件程度の兼務が可能ですが、受発注者間で協議のうえ、施工管理等に支障が無いと認められる場合に限り、当分の間 3 件まで兼務可能とします。

3 配水管工事技能者について

(1) 配水管工事技能者の資格要件

配水管継ぎ手作業に従事する配水管工事技能者は、高知市上下水道局配水管工事技能者として高知市上下水道局（水道整備課）に登録されている者でなければなりません。

なお、直接的な雇用関係であることが必要です。

また、口径 500 ミリメートル以上のダクタイル鋳鉄管の配水管布設工事については、（公社）日本水道協会の配水管工事技能者「大口径」等の登録も必要となります。水道配水用ポリエチレン管の布設に伴う配管技能者の要件については、「水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証」所有の配管技能者に限るものとします。詳しくは、水道整備課ホームページをご覧ください。

(2) 配水管工事技能者の常駐（専任）

配水管工事技能者は、配管作業中は工事現場に常駐し、自らも配水管工事を行うとともに、他の従事者が施工した配水管工事についても最終確認をするものとします。

(3) 配水管工事技能者の兼務

① 他工事との兼務について

配水管工事技能者は、配管作業等が開始される（現場施工に着手する）日から終了する（現場施工が完了する）日まで常駐（専任）を要することから、他工事との兼務は認められていません。

② 現場代理人との兼務について

配水管工事技能者との兼務は原則できませんが、配管作業を管理する「配水管工事技能者」の外に、別途、配管作業に従事する「配水管工事技能者」を配置できる（下請可）場合に限り、本工事の現場代理人と兼務することができるものとします。

この場合、「配水管工事作業員届」と「着手届（配管工）」を工事担当課に提出する必要があります。

また、下請け業者において、別の配水管工事技能者を配置する場合は、直接的な雇用関係であることが必要です。

③ 主任技術者又は監理技術者との兼務について

配水管工事技能者は、別途工事における主任技術者・監理技術者（一括発注の場合は除く）を兼ねることはできませんが、同一請負契約及び近接工事に限り、主任技術者又は監理技術者を兼務することができます。

④ 営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者との兼務について

営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者は、配水管工事技能者となることはできません。

4 給水装置工事主任技術者について

(1) 給水装置工事主任技術者の資格要件

給水管切替工事を指導・監督する給水装置工事主任技術者は、高知市上下水道局（お客さまサービス課）に登録されている高知市上下水道局指定給水装置工事事業者で選任されている者でなければなりません。

なお、直接的な雇用関係であることが必要です。

(2) 給水装置工事主任技術者の常駐

給水装置工事主任技術者は、常駐の必要はありません。

(3) 給水装置工事主任技術者の兼務

別表（別添添付ファイル）を参照して下さい。

5 現場代理人の兼務の取扱い

現場代理人は常駐を要することから、他の工事と重複して現場代理人となることはできませんが、次のいずれかに該当する場合は、同一の現場代理人が複数の現場を兼務することができます。なお、兼務配置しようとする場合は、別添様式により申請を行い、承認を受ける必要があります。

(1) 請負代金額 4,500 万円未満の災害復旧工事（緊急発注工事を含む。）を複数受注した場合の兼務（すべての工事を概ね 30 分以内で移動できる場合に限る。）

(2) 施工中の工事と直接関連する別の工事を随意契約で受注した場合の兼務（高知市上下水道局発注工事に限る。）

(3) 施工中の工事に隣接し、かつ関連する別の工事を受注した場合の兼務

(4) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間で、同一工場内における別の工事との兼務

(5) 常駐を要しない期間における兼務（常駐を要しない期間については、1(4)参照）

(6) 予定価格（税込）が 130 万円を超えかつ請負代金額が 4,500 万円未満の工事の兼務

（①及び②に掲げる要件を全て満たし、併せてすべての工事を概ね 30 分以内で移動できる場合に限る。2 件を限度に兼務することができる。）

① 現場代理人は工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者と連絡体制が確保できること

② 原則として、施工に伴う公道等における交通規制を実施する必要がないこと

(7) 請負代金額 4,500 万円以上の工事を含む場合で、建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定により主任技術者の兼務が認められる工事の兼務（2(5)参照）

（(6)の①及び②に掲げる要件を全て満たすときは、2 件を限度に兼務することができる。）

注意

・(1)(2)(3)(6)(7)により兼務が承認された場合は、現場代理人は必ず兼務するいずれかの工事現場に滞在し、かつ、一日につき 1 回以上それぞれの工事現場に滞在することとします。

6 配置技術者が現場代理人を兼務する場合の取扱い

(1) 配置技術者の専任を要する場合

建設業法上、配置技術者の専任が必要な請負代金額 4,500 万円以上（建築一式工事は 9,000 万円以上）の建設工事において、配置技術者が現場代理人を兼務する場合は、配置技術者の専任制の制約上、①または②のいずれかの期間（専任が必要な配置技術者の専任を要しない期間の特例）を除き他の工事の現場代理人となることはできません。（2(5)に該当する場合を除く。）

① 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、同一工場内で工場製作のみが行われている期間

② 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に一時中止している期間

(2) 配置技術者の専任を要しない場合

配置技術者の専任が必要でない請負代金額 4,500 万円未満（建築一式は 9,000 万円未満）の工事であっても、配置技術者が現場代理人を兼務する場合には、現場代理人の工事現場への常駐義務の制約上、他の工事の現場代理人との兼務が認められる場合を除いて、他の工事の主任技術者を兼務することができません。

7 技術者等の配置について

技術者等の配置について、兼務の可、不可について別表にまとめていますので参照ください。

8 配置技術者及び配水管工事技能者の変更について

配置技術者及び配水管工事技能者については、適正な施工確保を阻害するおそれがあることから、原則工期途中での交代を認めておりません。ただし、病休・死亡・退職などの特別な理由がある場合や、工場での製作期間と現場での据付期間等で変更を認める場合等は除きます。

配置技術者及び配水管工事技能者の変更が必要となった場合は、事前に担当工事課及び企画財務課にご相談ください。

9 現場代理人の変更について

事前協議により工事の施工継続に支障がないと認める場合に限り、現場代理人を変更することができます。現場代理人の変更が必要となった場合は、事前に担当工事課及び企画財務課にご相談ください。

10 その他

各種書類への虚偽記載や、前述の事項に違反した場合は、指名停止の措置を行うことがあります。